

- 得ないもの（被保佐人、被補助人又は未成年者で、保佐人、補助人又は親権者から契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の事項を記載した者で、その事実があった後2年を経過しないもの
 - (5) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、これを得ていない者
 - (6) 競争入札参加資格審査申請書を提出した日の属する年の前年において事業の実績がない者（競争入札参加資格者から当該事業を承継した者を除く。）

第2 競争入札参加者の資格

競争入札に参加することができる者は、知事が、競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の審査の申請をした者に係る次に掲げる事項について審査のうえ、業務の種類に応じ、A、B又はCの等級に格付した者とする。

1 経営規模

- (1) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の直前の事業年度の決算（申請の日において直前の事業年度の決算が確定していない場合にあっては、その前年の事業年度の決算。以下「直前決算」という。）における自己資本の金額（法人にあっては資本金、準備金、積立金及び繰越金の合計額を、個人にあっては元入金、事業主借及び青色申告特別控除前の所得金額の合計額から事業主貸の額を差し引いた額をいう。）
- (2) 直前決算における事業に必要な機械、車両及び工具その他の備品の価額の合計金額
- (3) 競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する月の前月の末日における従業員数

2 年間平均業務受託額

直前決算及び直前決算の前年の決算の2年間の業務受託額により算出した年間平均の業務受託額

3 直前決算における経営比率

(1) 流動比率

流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値に100を乗じたもの

(2) 自己資本固定比率

自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値に100を乗じたもの

(3) 総資本純利益率

純利益額を総資本の額で除して得た数値に100を乗じたもの

4 営業年数

事業を開始した日の属する年から競争入札参加資格の審査の申請をした日の属する年までの年数

5 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定による障害者の雇用の状況

6 国際規格ISO14001又はエコアクション21（環境省が策定したマネジメントシステムをいう。以下同じ。）の認証取得状況

国際標準化機構が定めた規格ISO14001又はエコアクション21の認証取得の有無

7 仕事と子育ての両立支援のための計画策定状況

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項の規定による一般事業主行動計画の届出の有無

8 女性の活躍推進のための計画策定状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項の規定による一般事業主行動計画の届出の有無（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）

9 男女共同参画推進事業所の認証取得状況

富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業における男女共同参画推進

事業所の認証取得の有無

10 信用状況

競争入札参加資格の審査の申請をした日前1年間における賃金不払、指名停止、営業停止、契約履行及び納税の状況

第3 資格審査の申請方法

- 1 競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。
- 2 申請書及び第4(4)の財務諸表は、日本語で作成するものとする。
なお、第4の添付書類（財務諸表を除く。）が外国語で記載されている場合は、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。
- 3 第4の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算した額を記載するものとする。
- 4 申請書及び第4の添付書類を提出する場所は、次のとおりとする。

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課

電話番号 076-444-3171

第4 申請書の添付書類

申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 誓約書（様式第1号の2）
 - (2) 事業概要書（様式第2号）
 - (3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては市区町村長が交付する身分証明書及び東京法務局が交付する成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
 - (4) 財務諸表
 - (5) 事業経歴書（様式第3号）
 - (6) 技術者名簿（様式第4号）
 - (7) 使用印鑑届（様式第5号）
 - (8) 納税証明書
-

- ア 主たる事務所又は事業所が所在する税務署により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前3月以内に交付されたもの
- イ 申請の日前に富山県により賦課された税に係る納税証明書で、申請の日前3月以内に交付されたもの
- (9) 障害者を雇用している場合にあつては、障害者雇用状況届（様式第6号）
- (10) I S O14001又はエコアクション21の認証を取得している場合にあつては、I S O又はエコアクション21認証取得登録証の写し
- (11) 次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が29人以下の者であつて同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、及び富山労働局長に届出をした場合にあつては、当該届出書類の写し
- (12) 女性活躍推進法第8条第1項に規定する一般事業主のうち、常時雇用する労働者の数が100人以下の者であつて同項に規定する一般事業主行動計画を策定し、及び富山労働局長に届出をした場合にあつては、当該届出書類の写し
- (13) 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を取得している場合にあつては、これを受けていることを証する書類の写し
- (14) 事業に関し許可、認可等を必要とする場合にあつては、これを受けていることを証する書類の写し
- (15) 代理人を定めた場合にあつては、委任状
- (16) 競争入札参加資格者から事業を承継した場合にあつては、当該事実を証する書類の写し

第5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知するものとする。

第6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- 1 競争入札参加資格の有効期間は、第2の規定による格付をされた日から令和6年3月31日までとする。
- 2 競争入札参加資格の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間が満了する日の2月前までに申請書を提出するものとする。

第7 申請書記載事項の変更の届出

第2の規定による格付をされた者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、速やかに、その内容を変更届出書（様式第7号）により知事に届け出るものとする。

第8 電子情報処理組織による手続等

- 1 知事は、この告示の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。
 - 2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条の規定の例による。
-

様式第1号（第3関係）

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所（所在地）
 商号又は名称
 代表者氏名
 郵便番号

富山県が締結する庁舎等の清掃、各種設備の保守、警備等の役務の提供を行う契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を申請します。

なお、庁舎等の清掃、設備保守等の役務の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第84号）第1（競争入札に参加することができない者）各号に該当しないこと並びにこの申請書及び添付書類の記載事項の全ては、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 提供を希望する主な役務の種類（業務区分）

業務番号	業務名	希望する業務	業務番号	業務名	希望する業務
1	建築物清掃		6	電気設備保守	
2	廃棄物処理		7	通信設備保守	
3	機械警備		8	昇降機設備保守	
4	常駐警備		9	消防設備保守	
5	空調設備保守		10	その他の建築物管理業務	

（注）「希望する業務」欄に○印を記入してください。

2 添付書類

- (1) 誓約書（様式第1号の2）
- (2) 事業概要書（様式第2号）
- (3) 登記事項証明書（法人の場合）又は身分証明書及び成年後見登記制度における登記されていないことの証明書（個人の場合）
- (4) 財務諸表
- (5) 事業経歴書（様式第3号）
- (6) 技術者名簿（様式第4号）
- (7) 使用印鑑届（様式第5号）
- (8) 納税証明書（国税及び県税）
- (9) 障害者雇用状況届（様式第6号）（該当する場合）
- (10) ISO14001又はエコアクション21認証取得登録証の写し（該当する場合）
- (11) 次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定による一般事業主行動計画策定・変更届の写し（該当する場合）
- (12) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項の規定による一般事業主行動計画策定・変更届の写し（該当する場合）
- (13) 富山県から男女共同参画推進事業所として認証を受けていることを証する書類の写し（該当する場合）
- (14) 事業に関し許可、認可等を受けていることを証する書類（該当する場合）
- (15) 代理人に関する委任状（該当する場合）
- (16) 競争入札参加資格者から事業を承継した事実を証する書類の写し（該当する場合）
- (17) その他

作成責任者 役職 氏名 電話番号
 作成担当者 部署 氏名 電話番号

様式第1号の2（第4関係）

誓 約 書

年 月 日

富山県知事 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することについて同意します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
- 5 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している

作成責任者 役職

氏名

電話番号

作成担当者 部署

氏名

電話番号

様式第2号 (第4関係)

事業概要書

業務区分										
フリガナ					フリガナ					
商号(名称)					代表者氏名					
所在地	本社・本店				TEL					
	営業所・出張所				TEL					
経営規模	法人用					個人用				
	自己資本金額	区分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	計	区分	金額			
		資本金 A				元入金 a				
		準備金 B				事業主借 b				
		積立金 C				事業主貸 c				
		繰越金 D				控除前所得 d				
合計(A+B+C+D)				計 (a+b-c+d)						
機械設備等の額	機械			車両		工具その他の備品		従業員の数	人	
	千円			千円		千円				
経営比率	流動資産額 E	流動負債額 F	流動比率 (E/F)	自己資本額 G	固定資産額 H	報告義務有り 障害者雇用状況	法定雇用率			
			%				達成・未達成 (%)			
	自己資本固定比率(G/H)	税引前当期利益 I	総資本額 J	総資本純利益率(I/J)			障害者雇用者数			
信用状況	貸金不払	指名停止	営業停止	税の滞納	その他信用失墜行為	報告義務無し				
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		人			
ISO14001又はエコアクション21の認証取得	有・無	次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画策定・変更届		有・無	女性活躍推進法による一般事業主行動計画策定・変更届		有・無	男女共同参画推進事業所の認証取得		
		有・無			有・無			有・無		
事業受託額	NO	業務名	区分	直前第2年度決算 K	直前第1年度決算 L	年間平均実績 (K+L)/2	従業員数	営業年数		
				年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで					
	1	建築物清掃								
	2	廃棄物処理								
	3	機械警備								
	4	常駐警備								
	5	空調設備保守								
	6	電気設備保守								
	7	通信設備保守								
	8	昇降機設備保守								
	9	消防設備保守								
	10	その他の建築物管理業務								
	その他業務									
	合計									

備考 金額は千円単位とし、端数は切り捨ててください。

様式第3号（第4関係）

事業経歴書

業務区分（ ）

事業年度	年 月 日～ 年 月 日		
事業受託総額	千円	うち富山県内事業受託額	千円
主な契約内容		契約の相手方	契約金額 千円

備考

- 1 直前2年間の事業受託状況について記入してください。
- 2 「業務区分」、「事業年度」ごとに作成してください。
- 3 「主な契約内容」は、請負契約ごとに記入してください。

様式第4号（第4関係）

技術者名簿

1 従業員数一覧表

業務区分（ ）

	名称及び代表者	所在地 (管轄する区域)	従業員数
	富 山 県 内 の 本 ・ 支 店 、 営 業 所 等		
その他の本・支店、営業所等			
計			

備考

- 1 「業務区分」ごとに作成し、複数の業務に従事する者については、主たる業務の区分に計上し、重複して計上しないでください。
- 2 「その他の本・支店、営業所等」の従業員数の欄には、県外勤務者等で富山県が発注する業務に従事することができない従業員数をまとめて記入してください。
- 3 「計」の「従業員数」は、事業概要書の業務区分ごとの「従業員数」と一致させてください。

2 有資格技術者数一覧表

業務区分（ ）

申請業務に関係のある資格等の名称	会社全体 技術者数	うち富山県 内技術者数	備 考
	人	人	
計			

備考

- 1 「業務区分」ごとに作成し、資格、免許等ごとに当該資格、免許等を有する技術者数を記入してください。
- 2 複数の業務に従事する者については、主たる業務の区分に計上し、重複して計上しないでください。
- 3 「うち富山県内技術者数」の欄には、富山県が発注する業務に従事することができる技術者数を記入してください。

3 富山県内の有資格技術者一覧表

業務区分（ ）

氏名	法令による資格等			経験年数
	名称	取得年月日	有効年月日	

備考

- 1 「2 有資格技術者数一覧表」の「うち富山県内技術者数」に計上した技術者全員について記入してください。
- 2 「経験年数」の欄には、途中、資格等が失効し、又は取り消された期間がある場合は、該当期間を差し引いた年数を記入してください。

様式第5号（第4関係）

使用印鑑届

使用印鑑	
法人使用印	代表者印

上記の印鑑は、貴殿に提出する入札書及び契約書に使用しますので届け出ます。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

富山県知事 殿

作成責任者 役職
作成担当者 部署

氏名
氏名

電話番号
電話番号

様式第6号（第4関係）

障害者雇用状況届

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所（本店の所在地）
 商号又は名称
 代表者氏名

障害者の雇用の状況について、次のとおり届け出ます。

なお、この届出及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

雇用状況	A 事業所区分（富山県内、県外）	合計	富山県内	県外
	B 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）	人	人	人
	C 短時間労働者の数	人	人	人
	D 常用雇用労働者の数（ $B + C \times 0.5$ ）	人	人	人
	E 除外率	%	%	%
	F 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 ($D - D \times E / 100$)	人	人	人
	G 常用雇用の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	ア 重度身体障害者の数	人	人	人
	イ ア以外の身体障害者の数	人	人	人
	ウ 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	エ ウ以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	オ 身体障害者の数（ $ア \times 2 + イ + ウ + エ \times 0.5$ ）	人	人	人
	カ 重度知的障害者の数	人	人	人
	キ カ以外の知的障害者の数	人	人	人
	ク 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	ケ ク以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	コ 知的障害者の数（ $カ \times 2 + キ + ク + ケ \times 0.5$ ）	人	人	人
	サ 精神障害者の数	人	人	人
	シ 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人
	ス 精神障害者の数（ $サ + シ \times 0.5$ ）	人	人	人
H 計（ $オ + コ + ス$ ）	人	人	人	
I 実雇用率（ $H / F \times 100$ ）	%	%	%	

作成責任者 役職
 作成担当者 部署

氏名
 氏名

電話番号
 電話番号

様式第7号（第7関係）

変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

郵便番号

競争入札参加資格審査申請書の届出事項に、次のとおり変更があったので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

作成責任者 役職
作成担当者 部署氏名
氏名電話番号
電話番号

富山県告示第85号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和4管理年度の知事管理漁獲可能量を、令和5年2月16日付けで以下の通り変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

ずわいがに日本海系群A海域（以下、「ずわいがに」という。）に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりに変更する。

第1 ずわいがに日本海系群A海域**1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量**

33トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県ずわいがに漁業	33トン

富山県告示第86号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和4管理年度の同項に掲げる数量を令和5年2月16日付けで以下のとおり変更したので、漁業法第16条第5項において準用する第4項の規定により公表する。

令和5年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

くろまぐろ（小型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

第1 くろまぐろ小型魚**1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量**

令和5年9月10日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士試験

令和5年10月8日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地

(1) 学科の試験

ア 二級建築士試験

富山市五福3190 富山大学工学部

イ 木造建築士試験

富山市五福3190 富山大学工学部

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士試験

富山市五福3190 富山大学工学部

イ 木造建築士試験

富山市五福3190 富山大学工学部

3 受験申込手続（二級建築士試験、木造建築士試験共通）

(1) 受付期間

令和5年4月3日（月）午前10時から4月17日（月）午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる申し込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和5年4月10日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

4 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者の発表（二級建築士試験、木造建築士試験共通）

令和5年8月21日（月）（予定）

(2) 設計製図の試験の合格者の発表（二級建築士試験、木造建築士試験共通）

令和5年12月7日（木）（予定）

5 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和5年6月7日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

感染症対策等の補助業務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施

感染症対策等の補助業務に係る労働者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和5年3月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
感染症対策等の補助業務に係る労働者派遣業務
- (2) 派遣期間
令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- (3) 派遣業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 派遣場所
富山県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(7)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号。以下「告示」という。）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

(3) 優良派遣事業者認定制度（厚生労働省委託事業）において、優良派遣事業者として認定されている者であること。

(4) 富山県内に事務所を置く者であること。

(5) 官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を8か月以上にわたり相当量完了した実績を有していること。

(6) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。)

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者及び改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。

3 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式2）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

(3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書

により、令和5年3月20日（月）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部感染症対策課

電話 076-444-3556（直通）

- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

令和5年3月15日（水）午後5時15分

- (3) 入札説明書等の配布

令和5年3月1日（水）から、入札説明書等を富山県ホームページ「感染症対策等の補助業務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施について」からダウンロードすること。

5 入札方法及び日時、場所

- (1) 入札方法

出場入札

- (2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和5年3月23日（木）午後3時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(2) その他詳細は、入札説明書による。

(3) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止する。

